

議会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月4日

上田市議会議長 土 屋 陽 一

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日時 平成19年12月6日（木）午前9時30分
- 2 場所 上田市議会議場（上田市役所本庁舎6階）
- 3 案件名 大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を早急に行う条例制定
について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 岡崎光雄
- 5 意見を述べる時間 30分以内
- 6 傍聴 傍聴席は50席。傍聴者が50人を超えた場合は別室（本庁舎6階大会議室）
で音声放送を行う。